

平成25年度栃木県議会 第319回臨時会議議案(1) 目次

第1号議案	平成25年度栃木県一般会計補正予算(第2号)	1
第2号議案	平成25年度栃木県公債管理特別会計補正予算(第1号)	9
第3号議案	平成25年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	13
第4号議案	平成25年度栃木県水道事業会計補正予算(第1号)	17
第5号議案	平成25年度栃木県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	19
第6号議案	栃木県子ども・子育て審議会条例の制定について.....	21
第7号議案	災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部改正について.....	23
第8号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について.....	25
第9号議案	栃木県県税条例の一部改正について.....	27
第10号議案	栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について.....	29
第11号議案	栃木県人事委員会委員の選任同意について.....	31
第12号議案	市町の廃置分合について.....	33
第13号議案	市町村が負担する金額について(環境森林部関係)	35

第14号議案	市町村が負担する金額について（農政部関係）	37
第15号議案	市町村が負担する金額について（県土整備部関係）	41

第1号議案

平成25年度栃木県一般会計補正予算（第2号）

平成25年度栃木県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,109,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 771,257,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加、変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

平成25年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		86,246,159	856,502	87,102,661
	2 国庫補助金	41,974,375	856,502	42,830,877
10 財産収入		2,103,834	477	2,104,311
	1 財産運用収入	910,229	477	910,706
12 繰入金		38,166,615	41,393	38,208,008
	2 基金繰入金	37,761,460	41,393	37,802,853
13 繰越金		1,000,000	140,288	1,140,288
	1 繰越金	1,000,000	140,288	1,140,288
15 県債		111,012,000	71,000	111,083,000
	1 県債	111,012,000	71,000	111,083,000
歳入合計		770,147,500	1,109,660	771,257,160

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		31,894,281	51,518	31,945,799
	1 総 務 管 理 費	12,883,219	51,518	12,934,737
3 民 生 費		87,580,622	46,394	87,627,016
	1 社 会 福 祉 費	55,308,957	36,393	55,345,350
	5 県 民 生 活 費	2,418,500	10,001	2,428,501
4 衛 生 費		55,326,613	766,663	56,093,276
	2 環 境 衛 生 費	1,082,807	53,800	1,136,607
	4 医 薬 費	16,007,612	712,863	16,720,475
6 農 林 水 産 業 費		37,866,467	189,933	38,056,400
	1 農 業 費	9,221,626	66,233	9,287,859
	3 農 地 費	9,780,141	123,700	9,903,841
7 商 工 費		99,219,453	33,000	99,252,453
	2 観 光 費	1,138,494	33,000	1,171,494
8 土 木 費		68,352,677	290	68,352,967

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 都市計画費	9,191,915	290	9,192,205
10 教育費		187,666,570	20,430	187,687,000
	4 高等学校費	37,056,387	18,908	37,075,295
	5 特別支援学校費	14,590,362	1,522	14,591,884
12 公債費		100,497,022	1,432	100,498,454
	1 公債費	100,497,022	1,432	100,498,454
歳出	合計	770,147,500	1,109,660	771,257,160

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
馬 頭 最 終 処 分 場 整 備 事 業 費	平成26年度	50,000
農 漁 業 災 害 対 策 特 別 措 置 条 例 資 金 利 子 補 給	平成26年度から平成30年度まで	18,901

2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
がんばろう“とちぎの農業”緊急支援 資 金 利 子 補 給	平成26年度から 平成31年度まで	15,938	平成26年度から 平成31年度まで	36,940

第3表 地方債補正

追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県庁舎等施設整備費	38,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
自然公園等施設整備費	33,000	同	同	同

第2号議案

平成25年度栃木県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成25年度栃木県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,867,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県	債	22,145,000	189,000	22,334,000
	1 県 債	22,145,000	189,000	22,334,000
歳入 合計		26,678,360	189,000	26,867,360

歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		26,678,360	189,000	26,867,360
	1 公 債 費	26,678,360	189,000	26,867,360
歳出 合計		26,678,360	189,000	26,867,360

第2表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	22,145,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	22,334,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第3号議案

平成25年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度栃木県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 925,090千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,968,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,407,419	290	1,407,709
	1 一般会計繰入金	1,407,419	290	1,407,709
7 県債		439,800	924,800	1,364,600
	1 県債	439,800	924,800	1,364,600
歳入合計		7,042,970	925,090	7,968,060

歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		1,327,343	925,090	2,252,433
	1 公債費	1,327,343	925,090	2,252,433
歳出合計		7,042,970	925,090	7,968,060

第2表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	439,800	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	1,364,600	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第4号議案

平成25年度栃木県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度栃木県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 平成25年度栃木県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額 1,008,000千円」を「不足する額 1,013,960千円」に、「減債積立金 296,273千円」を「減債積立金 302,233千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収		入
第1款 資本的収入	1,000千円	369,000千円	370,000千円
第4項 企業債	千円	369,000千円	369,000千円
	支		出
第1款 資本的支出	1,009,000千円	374,960千円	1,383,960千円
第2項 企業債償還金	296,273千円	374,960千円	671,233千円

（企業債）

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北那須水道用水供給建設事業	82,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
鬼怒水道用水供給建設事業	287,000千円	同上	同上	同上
計	369,000千円			

平成25年5月28日提出

栃木県知事 福田 富一

第5号議案

平成25年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度栃木県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 平成25年度栃木県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額 662,000千円」を「不足する額 663,240千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 199,309千円及び当年度分損益勘定留保資金 92,537千円」を「過年度分損益勘定留保資金 281,476千円及び当年度分損益勘定留保資金11,610千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	45,000千円	36,000千円	81,000千円
第4項 企業債	千円	36,000千円	36,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	707,000千円	37,240千円	744,240千円
第2項 企業債償還金	56,533千円	37,240千円	93,773千円

(企業債)

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
鬼怒左岸台地地区 工業用水道事業	36,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

平成25年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富一